

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の廃止の届出があった。

令和三年七月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 届出者の名称、住所及び代表者の氏名  
名称 マックスバリュ西日本株式会社  
住所 広島県広島市南区段原南一丁目三番五二号  
代表者の氏名 代表取締役 平尾 健一
- 二 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 山陽マルナカ矢掛本陣店  
所在地 小田郡矢掛町矢掛字寺西二六五五番地二ほか
- 三 廃止年月日  
平成二十六年六月三十日
- 四 届出年月日  
令和三年六月二十八日